

設 計 概 要 書

I 業務概要（業務別）

1. 業務名称

(仮称) 新設特別支援学校 設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称	(仮称) 新設特別支援学校
(2) 敷地の場所	守山市金森町地先
(3) 施設用途	養護学校

3. 設計条件

- (1) 敷地の条件
- (a) 敷地の面積 36,633.16 m²
- (b) 用途地域および地区の指定 市街化調整区域
- (2) 施設の条件
- (a) 施設の延べ面積 21,146.00 m²
- (b) 主要構造 -
- 具体的に
- (c) 耐震安全性の分類
- | | | |
|-----------|----|---|
| ① 構造体 | II | 類 |
| ② 建築非構造部材 | A | 類 |
| ③ 建築設備 | 乙 | 類 |
- 耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。
- (d) 建築物の類型 第 7 号第 1 類
- 建築物の類型は、令和6年国土交通省告示第8号別添二による。
- (3) 建設の条件
- (a) 予定工事費 - 千円（税込み）
- (b) 建設工期 令和10年10月頃 ~ 令和13年2月頃

4. 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- ・ 企画書
- ・ 基本設計書
- ・ 指示事項書

※ 「新設特別支援学校の整備について」による

工事内容および規模・構造	(仮称) 新設特別支援学校 設計内容 ○特別支援学校新設 3階建て 16,000m ² 程度 (屋内運動場含む) ○屋外プール新設 670m ² 程度 (屋外プール部は水平投影面積、機械室、更衣室、トイレ含む) ○農場管理棟その他新設 320m ² 程度 ○上記工事に伴う電気設備設計 一式 ○上記工事に伴う機械設備設計 一式 ○外構設計 一式
設計図書等の最終提出期限	特記仕様書「I 業務概要（総括）5. 業務委託期限または期間」に定める業務委託期限または業務委託期間終了の日の4か月前とする。 (設計図、積算数量算出書(RIBC)・数量調書、見積書、見積比較表とも)

【設計内容の摘要】

- ◎ 技術提案書に記載された内容を踏まえて実施すること。
- ◎ 本工事については、本県教育委員会事務局特別支援教育課において本整備に係る計画である「新設特別支援学校の整備について」を策定しており、設計は当計画を踏まえて実施すること。
- ◎ 滋賀県産木材の利用については、その積極的な活用を行うこととし、特に多くの在校生や来庁者が利用する場所等を中心に滋賀県産木材（流通材）の活用を幅広く検討すること。
- ※ 設計委託期間内で計画通知等の申請手続きを行うこと。
その他、これ以外に省エネルギー法等必要となる許認可事務についても本業務に含むので、必要な手続きを行うこと。
- ※ 敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、関係機関および各施設管理者に確認、協議を行い、必要な手続きを行うこと。
- ※ 環境配慮の条件
(材料、製品の検討)
材料の比較・選定にあたっては、品質、価格、流通、製造状況等を考慮のうえ、滋賀県リサイクル認定製品の利用を検討するものとし、以下により取りまとめるものとする。
 - (1) 仕様（規格、寸法、品質等）を整理
 - (2) 仕様を満たす滋賀県リサイクル認定製品を抽出
 - (3) 滋賀県リサイクル認定製品について、滋賀県実施設計積算単価表、物価資料等を用いて通常製品との単価比較なお、滋賀県リサイクル認定製品一覧は滋賀県ホームページの以下に掲載されているので、最新の認定製品一覧を参考とすること。
県民の方>環境・自然>廃棄物>リサイクル>滋賀県リサイクル製品認定制度
- ◎ 周辺住民の安全性に十分留意の上、計画を立案すること。
- ◎ 設計内容については、事前に監督職員の承認を得ること。

【設計業務の摘要】

- ※ 各種手続きに要する手数料等は受注者の負担とする。
(計画通知、構造適合判定手数料の申請手数料は除く。)
- ※ 基本設計に係る成果物の提出期限は契約成立の日から令和9年3月24日まで、実施設計に係る設計図書等の提出期限は同様に令和10年3月24日までとし、業務委託期限内に建築基準法に基づく確認済証等を取得すること。
- ※ 設計図書提出までに関係諸官庁と委託する建築物の建築に際して必要な協議を行い、その内容を設計図書に反映すること。
- ※ 設計に際し、環境や省エネルギー等ならびに維持管理の面も十分配慮のうえ、適切な設計を行い、対応事項は要点を文書で提出すること。さらに、「公共事業における環境配慮指針」「公共事業における環境配慮指針実施要領」によるチェックシートを作成すること。
なお、不採用取組項目がある場合はその理由を附して提出すること。
- ◎ 設計に際し、省エネルギー化の検討を行いZEB Ready以上とすること。なお、ZEB Ready以上の部分について説明資料を作成すること。

※ CO₂排出量削減を目的とした機材仕様等の比較検討および年間CO₂排出削減量算定（機材等製造者情報を原単価とし、施設の利用状況を付加した運用段階におけるエネルギー消費量およびそれに伴うCO₂排出量を比較したもの）を行い、報告書を提出すること。

※ コスト削減検討実績報告書（コスト削減実績・個表）を提出し、事前に承認を受けること。

※ 設計にあたり、設計建物に対する障害物（地中埋設物等）、既存建物との取合、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打ち合わせを十分にして、その結果を記録し報告すること。（写真を含む）

※ 数量の積算については、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。なお、積算は建築積算資格者が行うよう努めること。

※ 受託者は建築士法第24条の7に基づく「重要事項説明」を行うこと。詳しくは、滋賀県土木交通部建築課のホームページで確認して適切に実施すること。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/19283.html>

◎ 本業務はB I M活用を指定したモデル事業であり、詳細はB I M活用にかかる特記仕様書による。

設 備 設 計 概 要

電気設備 [(仮称) 新設特別支援学校 設計] (注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	高(低)圧引込み設備	所要箇所に高(低)圧引込み設備を設ける。
○	2	受 変 電 設 備	所要箇所に受変電設備を設ける。
○	3	電灯・動力幹線設備	所要箇所に電灯動力幹線設備を設ける。
○	4	電灯コンセント設備	所要箇所に電灯コンセント設備を設ける。
○	5	動 力 設 備	所要箇所に動力設備を設ける。
○	6	拡 声 設 備	所要箇所に拡声設備を設ける。
○	7	電 話 設 備	所要箇所に電話設備を設ける。
○	8	電気時計設備	所要箇所に電気時計設備を設ける。
○	9	通信信号設備	所要箇所に通信信号設備を設ける。
○	10	テレビ共視聴設備	所要箇所にテレビ共視聴設備を設ける。
○	11	自動火災報知設備	所要箇所に自動火災報知設備を設ける。
○	12	ガス漏れ警報設備	所要箇所にガス漏れ警報設備を設ける。
○	13	防火戸自閉設備	所要箇所に防火戸自閉設備を設ける。
○	14	避 雷 設 備	所要箇所に避雷設備を設ける。
○	15	太陽光発電設備	所要箇所に太陽光発電設備を設ける。
○	16	そ の 他	その他、施設に必要な所要の設備を設ける。
○	17	テレビ電波受信障害 対 策 設 備	所要のテレビ電波受信障害対策設備を設ける。

設 備 設 計 概 要

機械設備 [(仮称) 新設特別支援学校 設計] (注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	受 水 設 備	所要の給水引き込み、受水槽設置を行う。
○	2	給 水 設 備	所要箇所に、給水設備を設ける。
○	3	排水通気設備	所要箇所に、排水通気設備を設ける。
○	4	衛生器具設備	所要箇所に、衛生器具設備を設ける。
○	5	ガ ス 設 備	所要箇所に、ガス設備を設ける。
○	6	消 火 設 備	所要箇所に、消火設備を設ける。
○	7	給 湯 設 備	所要箇所に、給湯設備を設ける。
○	8	厨 房 設 備	所要箇所に、厨房設備を設ける。
	9	し尿浄化槽設備	
○	10	換 気 設 備	所要箇所に、換気設備を設ける。
○	11	排 煙 設 備	所要箇所に、排煙設備を設ける。
	12	暖 房 設 備	
	13	冷 房 設 備	
○	14	空気調和設備	所要箇所に、空気調和設備を設ける。
○	15	プールろ過設備	所要箇所に、プールろ過設備を設ける。
○	16	そ の 他	所要箇所に、昇降設備（エレベーター）を設ける。
	17		